

(文化環境委員会要求資料)

令和2年6月
文化市民局
保健福祉局

生活福祉資金等の制度の要件緩和について

1 緊急小口資金

	従前	現在（特例）
対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等（生活保護基準の1.8倍以内の収入に限る。）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付限度額	10万円以内	10万円以内 (特に必要な場合は20万円以内)
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	1年以内	2年以内
自立相談支援機関による支援	要	不要
申請方法	面談	原則郵送
必要書類	収入を証明する書類（給与明細書等）、住民票、身分証明書の写し、印鑑登録証明書、必要経費の分かる見積書等、振込先口座の通帳等の写し 等	収入の減少状況に関する申立書、住民票、身分証明書の写し、振込先口座の通帳等の写し 等

※ 特例的な取扱いは、7月末まで。

2 総合支援資金

	従前	現在（特例）
対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯（生活保護基準の1.8倍以内の収入に限る。）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
据置期間	6月以内	1年以内
貸付利子	保証人あり；無利子 保証人なし：年1.5%	無利子
自立相談支援機関による支援	要	不要
申請方法	面談	原則郵送
必要書類	収入を証明する書類（給与明細書等）、住民票、身分証明書の写し、印鑑登録証明書、必要経費の分かる書類、求職活動等の自立に向けた取組についての計画書、履歴書の写し、離職又は世帯収入が減少していることを証明する書類、振込先口座の通帳等の写し 等	収入の減少状況に関する申立書、住民票、身分証明書の写し、振込先口座の通帳等の写し 等

※ 特例的な取扱いは、7月末まで。

3 住居確保給付金

	従前	現在
対象年齢	65歳未満	規定なし
対象者	・離職・廃業後2年以内の者	・離職・廃業後2年以内の者 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
求職活動要件	月2回以上の公共職業安定所の職業相談等及び週1回以上の応募又は面接	左記の回数を減ずる又は免ずることができる。
	自立相談支援機関への面談等(月4回)	自立相談支援機関への書面による求職活動報告(月1回)
	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行う。	誠実かつ熱心に求職活動を行う。
申請方法	面談	原則郵送